「生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画」

セミナーの開催について（ご案内）

主催：京都市、京都商工会議所、京北商工会

「生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画」とは、対象事業所が設備投資を通じて労働生産性を向上させるための計画を作成し、市区町村から認定を受ける制度です。計画が認定された事業者等の皆様が要件を満たした設備投資を行った場合、その設備の固定資産税（償却資産）が3年間ゼロ（京都市の場合）の特例や、ものづくり補助金や持続化補助金などの補助金の審査においての加点措置、信用保証協会の別枠保証を受けることができます。

今回のセミナーでは、先端設備等導入計画策定を検討されている事業所等の皆様向けに、導入計画の概要や作成にあたってのポイントを解説するとともに、京都市における認定事務手続きについて説明いたします。

なお、ものづくり補助金で「先端設備等導入計画に認定申請を行う予定」として申請された方も是非ご参加ください。

※本年６月に生産性向上特別措置法が施行され、京都市でも中小企業の設備投資を支援する「先端設備等導入計画」の認定が開始されております。詳細は京都市ＨＰをご確認ください。　<http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000238533.html>

日　時：平成３０年**７月１１日（水）10：00～12：00**

会　場：京都商工会議所　教室（２階）　（京都市中京区烏丸通夷川上る）

参加費：無料 ／ 定員：１００名（定員になり次第、申込締切）

内　容：

第１部：セミナー

　テーマ：「生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画」について

　　　講　師：アクセルコンサルティング株式会社　中小企業診断士　浦出奈緒子　氏

　　　内　容：①「先端設備等導入計画」の概要ならびに認定のメリット

　　　　　　　②「経営力向上計画」との違い

　　　　　　　③「先端設備等導入計画」の作成にあたってのポイント

第２部：説明

　　　テーマ：京都市における「先端設備等導入計画」の認定事務について

　　　説明者：京都市産業観光局 商工部 中小企業振興課　担当者

申込方法：京都商工会議所HP（<https://www.kyo.or.jp/kyoto/>）から申込みいただくか、以下の

申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。参加証は発行いたしませんので、直接会場にお越しください。



その他：適正冷房を実施しているため、軽装にてご参加ください。

お問合せ先：京都商工会議所　中小企業経営支援センター（平田・金加）

TEL:075-212-6466／FAX：075-256-9743

････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････

FAX：０７５－２５６－９７４３　　京都商工会議所　中小企業経営支援センター　行

**７月１１日「生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画」セミナー 申込書**

事業所名

役職・氏名

電話番号　　　　　　　　　　　　　　　Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

※ご記入いただいた情報は主催者からの各種連絡・情報提供に利用させていただく他、講師に参加者名簿（事業所名・役職・氏名）として提供する場合があります。